

○草加市社会福祉審議会条例

平成3年3月26日

条例第2号

改正 平成10年3月31日条例第1号

平成11年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 地域に即した総合的な社会福祉施策の推進を図るため、草加市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、社会福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。